

6. 学校生活

1. 校 時 表

A. 通常の校時		B. 定期考査中の校時	
予 鈴	8:25	予 鈴	8:35
朝 礼	8:35～ 8:40	第 1 限	8:45～ 9:35
第 1 時 限	8:45～ 9:35	第 2 限	9:50～ 10:40
第 2 時 限	9:45～ 10:35	第 3 限	10:55～ 11:45
第 3 時 限	10:45～ 11:35	第 4 限	12:00～ 12:50
第 4 時 限	11:45～ 12:35		
第 5 時 限	13:20～ 14:10		
第 6 時 限	14:20～ 15:10		
終 礼 清 掃	15:15～ 15:30		

※ 時間の異なる考査もあるので、
考査ごとに確認すること。

C. 下校時刻

年間を通じて、16:55を下校時刻とします。

クラブ活動や行事等で練習を延長するような場合は、事前の許可と教員の付き添いがあれば認めます。

D. 欠席・遅刻・早退等

欠席や遅刻をする場合は、8:00～8:20の間に、保護者より学校の各学年室へ連絡をお願いします。その際、クラス・生徒名・理由を必ず連絡してください。

登校後は放課後まで外出できません。校外へ出る必要のある時は、予め生徒手帳に保護者が必要事項を記入し署名捺印を添えてクラス担任に申し出て許可を受けてください。早退時も同様です。

各学年室の電話番号は以下の通りです。

1 年 学 年 室	072-633-2251	2 年 学 年 室	072-633-2252	3 年 学 年 室	072-633-2253
-----------	--------------	-----------	--------------	-----------	--------------

2. 学校生活のきまり

A. 制 服

通学および学習活動・学校行事においては、体育服装など特に指示する場合を除いて、指定の制服を着用してください。制服の変形・改造・着崩しは認めません。指導に応じない場合は、嚴重注意となり、対外的な推薦を制限する場合があります。

自転車通学の生徒が90%を超えています。事故が起きないように、細心の注意と交通ルールを守り、雨天時には雨ガッパを必ず着用してください。傘さし運転は道路交通法違反であり、自転車の2人乗りと同じく指導の対象となります。

① 本校の指定制服は以下の通りです。

ブレザー：本校指定のブレザー

スカート*：本校指定のスカート（*スカート・スラックスのどちらでも可）

スラックス*：本校指定のスラックス（*スカート・スラックスのどちらでも可）

シ ャ ツ：制服業者販売のワイシャツもしくは市販のワイシャツ（白無地に限る）

ニ ッ ト 類：本校指定のセーター、ベスト（濃紺のみ。ローマ字で学校名が刺繍されている）

ネクタイ・リボン：本校指定のネクタイ・リボン

ただしスラックスの時はネクタイ、スカートの時はリボン着用

冬季のブレザー着用期間は登下校時に必ずブレザーを着用してください。

防寒具（コート・ウインドブレーカー・マフラー・帽子・手袋など）の使用は通学時に限ります。

② 制服取扱店

清田商店 (茨 木 電話 072-622-2109)
オーミヤ (高 槻 電話 072-675-0934)
鈴 ヤ (吹 田 電話 06-6381-7092)
ハセヤ (東淀川 電話 06-6321-0158)
阪急百貨店学生服売り場 (梅田 電話 06-6454-9001)

B. 頭髪など

頭髪は常に清潔で自然な状態であることを求めています。パーマ・染色・脱色・つけ毛等は禁止します。頭髪に手を加えた場合は、違反日数分の学習指導をします。指導に応じない場合は、厳重注意となり、対外的な推薦を制限する場合があります。

同じ理由で化粧、装飾品の着用は認めません。特にピアスの装着とまつげの加工、口紅・色つきのリップをつける、カラーコンタクトをつける、エクステをつける、短いスカートの着用は違反として、一定回数に達すると厳重注意となります。

C. 履き物

通学にふさわしい靴を履いてください。靴以外の履き物での登校は禁止します。校舎内では指定の上履きのみ使用できます。

D. 所持品

学校生活に不必要なもの、特に貴重品や不要な現金は持参しないでください。本校では選択授業などで頻繁に教室移動があります。したがって、教室も机も共用になります。何らかの理由で持参しなければならない場合は、常にロッカーを使って管理してください。

教室は施錠しないので、貴重品はロッカーを活用して自己管理する、というのがルールです。

教室を離れる時、貴重品については持って行くか、個人ロッカーに入れて必ず施錠してください。授業中や行事での携帯電話の使用は原則禁止です。必要に応じて一時預かりを含めた指導をします。また、所持品には必ず名前を書いてください。所持品を紛失したときは必ず係の先生に届けてください。

E. 個人ロッカー

本校のロッカーは学校備品です。破損した場合は、各自負担による改修・交換(フタ約3,000円、本体約5,000円)をすることになりますので、大事に使用してください。

紛失・盗難防止の為に、個人ロッカーには必ず南京錠あるいはダイヤル式の鍵(100円ショップ等で購入した安価な鍵は避ける)をかけること。

南京錠のカギは紛失に備えて担任の先生に予備を一つ預けてください。

カギがかかっているロッカーは紛失・盗難の防止のために施錠します。新しい錠を持参の上、担当の先生に申し出て施錠を解除してもらってください。

F. 自転車通学

自転車通学希望者には、雨カッパの確認後、許可ナンバーを記した登録証(シール)を配布します。指定された日に車体の最後尾に貼り付けてください。登録証を貼った登録自転車のみ通学に使用できます。登録証のない自転車は適宜、撤去します。

自転車は所定の場所に止め必ず施錠すること。指定場所以外の迷惑駐輪は指導対象とします、注意してください。

自動車・原付き・単車等での登下校は制服・私服着用を問わず厳禁とし、登下校以外の制服乗車についても訓告または謹慎の対象とします。

雨カッパの着用について

自転車の安全運転という観点から傘差し運転は、道路交通法で禁止となっています。雨カッパがない場合は自転車通学許可シールを発行できません。雨カッパは、必ず購入してください。

G. 登下校時の事故

自転車に関係した交通事故が増えており社会問題となっています。道路交通法では自転車は車両であり、自転車と自転車、自転車と歩行者、自転車と自動車の接触・衝突は交通事故です。事故に際しては警察に通報し事故証明を発行してもらうことが義務付けられています。あわせて学校にも連絡を入れてください。

万が一の交通事故が発生した場合、生徒対応については、以下の通りとします。

- ① 交通事故発生時に即座に警察に通報し、当事者同士で必要な事故処理を行う場合には、その際の出欠について本人に不利のないように配慮する。
- ② 交通事故発生時に、当事者同士による事故対応を怠るなど、必要な手続きをしなかった場合は、その際の出欠について当事者責任に帰すことを基本とする。

H. 校外生活

規則正しい生活を心がけ、校外でのトラブルに巻き込まれることのないようにしてください。校外でのトラブルの通報に対しては本人の安全確保のために、基本的にすべて警察と連携して対応します。

教育委員会や行政が後援しない学校外イベントの有料券を販売する行為は訓告または謹慎の対象となります。

また、高校生の立ち入りが禁じられている場所への立ち入り、法に触れる行為（飲酒、喫煙、暴力行為、交通違反等）は関係機関の処置とは別に、学校における訓告または謹慎の対象となります。

I. その他

生徒証を常に携帯してください。

登校遅刻、授業遅刻をした時は、生徒指導室もしくは学年室で入室許可証の交付を受けて教室に入ること。安全確保のため、登校後は下校まで外に出ることはできません。無断外出や無断早退は指導の対象となります。

SNS等の利用に際しては、マナー・ルールを守るよう注意してください。

誹謗中傷や、画像等の無断使用等、他人の権利の侵害、法律違反に関わる投稿については、訓告または謹慎を含む指導の対象となります。

アルバイトは学校生活（学習や部活動、学校行事）の妨げになるため、禁止しています。やむを得ない場合はクラス担任に相談してください。

学校生活を送るにあたって、わからない事や困った事があれば、遠慮なくクラス担任、その他、関係の先生に尋ねてください。

A～Iは学校生活で大切なところを解説しています。生徒手帳にもその記載があるので、必ず再度確認して下さい。生徒指導の内容や方法は年々改良を加えています。年度途中であっても、お知らせの上、変更する場合がありますので、ご了承ください。

を基本とする。また、事案により懲戒処分とする場合がある。

- ⑥ 万が一、登下校時に迷惑行為（ちかん・声かけ・言いがかり・つきまとい等）に遭遇・目撃した場合は、すぐに警察などの関係機関（電話番号は巻末）及び学校に通報し救済を求め。
- ⑦ 自転車の二人乗りについて指導をうけた場合は、速やかに保護者署名のうえ反省文を提出すること。

7 入室及び欠席・遅刻・早退・欠課等について

- ① 学校での生活は集団規律によって成り立っていることを踏まえ、5分前行動を目標に行動する。朝の予鈴までに登校する。授業においては、一人一人がベルが鳴るまでに廊下に誰もいない状態にするとともに、着席し、授業の準備をして授業開始を静粛に待つ。
- ② 欠席するときは、8:00~8:20に保護者から連絡すること。なお、連絡にあたっては、各学年への直通電話を活用すること。欠席が1週間以上にわたる場合は、医師の診断書を添付することが望ましい。なお、3ヶ月以上にわたる場合は、診断書と共に休学願を提出することができる。
- ③ 登校時に遅刻した場合は、学年室で入室許可証をもらってから、教室に入ること。交通機関が延着の場合は、鉄道のみ延着を認める。この場合、駅で証明書が発行を受けて持参すること。バスは交通事情により時間の遅延は避けられないので、原則、延着証明は認めない。
- ④ 万が一、授業開始時に遅刻する、または授業中

に退室し再入室する場合は、学年室にて入室許可証を受けとった後に入室すること。

- ⑤ 早退の場合はHRR担任の許可を得、早退許可証を携行して早退すること。この場合、自宅に着いた時点で学校にその旨を電話連絡するとともに、早退許可証にある保護者署名を記入、捺印をもらい、翌登校日にHRR担任に提出することとする。
- ⑥ 本来自来いべき教室にいないという事象は大きな事件・事故、トラブルに巻き込まれ、取り返しのつかない事態につながる可能性があるため、行方不明として扱い、保護者、必要に応じて警察などの関係機関と連携して捜索する場合はある。

II 身だしなみについて

1 制服について

- ① 男女とも規定の制服を着用すること。制服以外での登下校は平日・休日を問わず学校として認めない。ブレザー着用期間はブレザーを着用して登下校しなければならぬ。なお、衣替えの時期については、年度ごとに連絡することとする。
- ② 規定のブレザーとストラックス・スカート、白無地のカッター・ブラウスを着用する。学校指定のV首セーター、ベストを着用してよい。ネクタイ・リボンは本校指定とするが、式典時以外の着用は任意とする。ストラックスの時はネクタイ、スカートの時はリボンを着用する。自転車の利用者が例年90%近い状況に鑑み、冬季は健康管理上の理由で女子のストラックス着用を特に推奨する。なお、すべての着衣に記名が施されていること。

- ③ 夏期は上記の服装より、ブレザーをとった姿とする。カッターの裾を出して着用する場合は、裾が直線に処置されているものを着用することとする。
- ④ 学校生活を過ごすうえで体操服などに着替える必要のない場合は、すべて制服(上着はブレザーまたはカッター・ブラウス、学校指定のV首セーター、ベスト)で過ごすこととする。
- ⑤(1) 制服を正しく着用して高校生活を送ることとする。

これは、過去に生徒が制服を着崩す余地があったことで、生徒が希望する進路を実現できなかったことを踏まえている。

- (2) 制服を着崩す行為は、高校生活に向き合えないSOSと理解して、事態が改善するよう以下の指導を行う。
 - ① 制服を着崩す行為を取らざるを得ない自身自身の状況を冷静に把握し改善するための指導。懇談、定期試験における別室受験、公開行事及び外出を伴う行事における別室学習。
 - ② 生徒の進路実現のために行われる(2)①の指導に従わない場合、手順を踏んで、懲戒を課す場合や対外的な推薦を制限する場がある。
 - ③ 修学旅行の服装については、以下のとおりとする。修学旅行については、基本的行程は制服で実施することを原則とする。

- 2 頭髪について
 - ① 頭髪に手を加えない状態で高校生活を送ることとする。

これは、過去に生徒が頭髪に手を加え華美に走りうる余地があったことで、生徒が希望する進路を実現できなかつたことを踏まえている。

- ② 頭髪に手を加える行為は、高校生活に向き合えないSOSと理解して、事態が改善するよう以下の指導を行う。
 - (1) 頭髪に手を加える行為を取らざるを得ない自身自身の状況を冷静に把握し改善するための指導。懇談、定期試験における別室受験、公開行事及び外出を伴う行事における別室学習。
 - (2) 頭髪に手を加える行為に傾注している間の勉強遅滞の補充としての休日学習。
 - ③ 生徒の進路実現のために行う(1)(2)の指導に従わない場合、手順を踏んで、懲戒を課す場合や対外的な推薦を制限する場がある。

3 身だしなみ

- ① 「ピアス」「まつげの加工」「短いスカート」「ズボンの裾のまきあげ」「口紅(色つきリップを含む)」「ブレザー着用期間における未着用での登校」は違反とし、1制服⑤に準じて指導する。
- ② その他の化粧、セーターの腰まき、その他の装飾品についても、学校に相応しくないもので、認めない。

Ⅲ 学習と考查について

1 学習について

- ① 自主的に真剣な態度で学習にのぞみ、学習効果をあげるため予習と復習を行い、互いに整然と学習が出来るようにつとめる。
- ② 自習の場合は、指示に従う。とくに指示がない

する。

- ① 教科書、ノート、電子メール等を参照すること。
- ② 当該試験の科目に関する、机上への書き込み、ペーパー所持、机の中へのペーパー放置については、誰が書き込み、また作成したかを問わず、その座席の受験者の不正行為とみなす。
- ③ 他人の答案を見たり、逆に故意に他人に見せたりすること。
- ④ 問題用紙を配付した後の私語。
- ⑤ 問題用紙を配付した後に、机の上に不必要な物を置くこと。
- ⑥ その他、上記と同等と見なされる行為。

6 不正行為をした生徒の取り扱い

- ① 当該科目は零点とし、家庭に連絡し、別途指導を行う。
- ② 以後のテストについては別室受験となる。

IV 学校生活全般について

1 態度・言動

共同生活の根本は平等と人格の尊重と人間愛であり、これに即った態度や言動につとめる。

- ① あいさつを始め互いに礼儀を守り、人に対しては敬意を払い、明るい学校生活がおくれるように、互いにあいさつにつとめること。
- ② 他に迷惑を与えるような行為は一切つしむ。特に暴力は絶対使わないこと。
- ③ いじめは学校として絶対に許さない。学校はいじめを受けた者に寄り添い、いじめがなくなると徹底的に指導する。

いじめを受けた者は、躊躇せずに学校に相談すること。

- ④ 意図のあるなしかかわからず、相手を傷つける言動をした場合は、真摯に学校の指導に従うこと。
- ⑤ SNS等の利用に際しては、マナー・ルールを守って利用すること。

誹謗中傷や、画像等の無断使用等、他人の権利の侵害については懲戒を含めた特別指導の対象とする。

2 所持品の管理について

- ① 選択授業による教室移動が頻繁にあるので教室は施錠できない。個人の所持品の管理は個人の責任で行うこと。
- ② 高額の金品を学校に持ってこない。現金・カード、鍵など所持品には十分留意するとともに学習に必要な貴重品などは持参しない。
- ③ 所持品を収納するロッカールームは、必ず各人で鍵をかけて施錠すること。
- ④ 校内で金品を紛失した場合や、持ち主不明の金品を拾得した場合には、生徒指導部へ届出ること。
- ⑤ ライター・刃物・ガスボンベ・火薬類・クラッカー等の危険物を学校内に持ち込むことは懲戒を含めた特別指導の対象とする。

3 ホームルーム

- ① HRには次の委員を置き、その分担する事項は以下を基準とする。任期は半期もしくは1年とする。
学級代表 クラスの代表、担任との連絡協議、生徒会代議員

本校の遅刻指導について（ご協力依頼）

本校では、時間を守るということを社会生活の基本と考え、定刻の5分前をめどに行動することを指導の目標としています。学校での生活は、集団規律によって成り立っていることを踏まえ、5分前行動を目標にすることです。

具体的には、毎日、朝の^{ショートホームルーム}S H R（8時35分）までに登校し、授業においては、始業のベルが鳴るまでに廊下に誰もいない状態にすることを徹底しています。

いつでも心に余裕を持ち、気持ちよく高校生活が送れるように、以下の方法で遅刻指導を行いますので、ご協力よろしくお願ひします。

- 遅刻 5回：担任注意（決意文指導を含む）
- 遅刻 10回：担任注意（決意文指導を含む）
- 遅刻 15回：学年生徒指導担当注意（決意文指導を含む）
- 遅刻 20回：学年主任注意（決意文指導を含む）
- 遅刻 25回：生徒指導係長注意（決意文指導を含む）
- 遅刻 30回：生徒部長注意（決意文指導を含む）

それ以降も指導が続きますが、状況によっては保護者同伴で指導させていただくこともあります。

尚、以下の場合には申し出が必要ですので、よろしくお願ひします。

- 電車の延着 → 生徒本人が駅で延着証明を受け取るかWEB 遅延証明書により、担任に提出し報告すること。（バスの延着は認めません。）
- 定期的な通院・その他 → 保護者の方から担任にご連絡をお願いします。
(放課後に通院が可能であれば、授業を優先し、できる限り放課後に通院させてください。)